

各 都道府県
指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長
(公印省略)

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
交付要綱等の改正点及びその運用について

1. 事務費関係

(1) 公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成25年1月24日閣議決定)に基づいて設定した、地方公務員の給与削減を踏まえた保護単価(算定基準)を廃止。

(2) 児童相談所一時保護所関係

① 心理職員の配置

1施設当たり年額 5,142,795円 → 5,346,807円

② 個別指導を行う主任児童指導員の配置

1施設当たり年額 4,799,304円 → 5,098,457円

③ 看護代替要員費

職員1人日額 5,920円 → 同 額

※地方公務員の給与削減を踏まえた単価を記載。

(3) 小規模グループケアの推進

(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1施設当たり年額 6,656,100円 → 6,711,426円
(6,508,654円)

(4) 里親支援専門相談員加算(児童養護施設、乳児院)

1施設当たり年額 5,420,565円 → 5,436,550円

[里親支援のための交通
の交通費を含む] (5,252,444円)

(5) 個別対応職員加算(乳幼児10人未満を入所させる乳児院、母子生活支援施設)

1 施設当たり年額 5, 3 2 9, 4 2 5 円 → 5, 3 4 5, 4 1 0 円
(5, 1 4 2, 7 9 5 円)

(※ 児童養護施設、乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設は一般分保護単価に算入）

(6) 夜間警備体制の強化（母子生活支援施設）

1 施設当たり年額 1, 9 4 1, 8 0 0 円 → 同 額
[夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定]

(7) 苦情解決対策経費の計上（各施設一般分保護単価に算入）

1 施設当たり年額 2 4, 2 1 0 円 → 同 額
[第三者委員会の開催に係る経費（旅費、会議費）を算定]

(8) 地域小規模児童養護施設

1 施設当たり年額 1 4, 6 1 4, 0 9 0 円 → 1 4, 6 3 5, 2 6 6 円
(1 4, 1 5 2, 5 7 7 円)

(9) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設

1 施設当たり年額 7, 6 0 9, 6 7 8 円 → 7, 6 2 2, 2 5 4 円
(7, 3 2 9, 7 6 1 円)

(10) 心理療法担当職員加算

(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設)

1 施設当たり年額
常勤職員配置 5, 3 2 9, 4 2 5 円 → 5, 3 4 5, 4 1 0 円
(5, 1 4 2, 7 9 5 円)

常勤的非常勤職員配置 3, 3 0 7, 2 8 3 円 → 3, 3 1 6, 9 8 0 円

非常勤職員配置 2, 2 0 4, 7 6 9 円 → 2, 2 0 9, 3 7 0 円

[心理療法担当職員に係る経費、訪問指導旅費（月10回）、嘱託精神科医（月1回）等を算定]

(11) 広域入所促進事業（母子生活支援施設）

1 施設当たり年額 4 5 万円以内 → 同 額
[施設機能強化推進費]

(12) 看護師加算（児童養護施設）

1 施設当たり年額 4, 7 1 9, 5 5 8 円 → 4, 7 3 3, 5 5 5 円
(4, 5 5 1, 2 9 5 円)

(13) 入所児童の自立支援（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期

治療施設、児童自立支援施設（各施設一般分保護単価に算入））

1施設当たり年額 1,974,071円 → 1,975,118円

(14) 業務省力化等勤務条件改善費

週所定労働時間40時間の実施

① 児童指導員、保育士等直接処遇職員

職員1人年額 285,700円 → 同 額

② 調理員

職員1人年額 276,640円 → 同 額

(15) 年休代替要員費

① 直接処遇職員

職員1人年額 118,400円 → 同 額

② 調理員

職員1人年額 106,400円 → 同 額

(16) 社会保険料事業主負担金 19.694% → 19.977%

(17) 管理宿直専門員

1施設当たり年額 1,326,675円 → 1,366,016円

(18) 職員健康管理費

常勤・非常勤職員 6,389円 → 6,190円

(19) ボイラー技士雇上費

職員1人年額 2,413,039円 → 2,412,840円

(20) 非常勤保育士賃金

職員1人年額 232,360円 → 同 額

(21) 非常勤調理員賃金

職員1人年額 1,670,480円 → 同 額

(22) 児童自立支援施設学科指導員講師手当

1施設当たり年額 7,604,240円 → 同 額

(23) 児童養護施設特別指導費、乳児院（定員40人以上）家庭支援専門相談員、母子生活支援施設特別生活指導費

職員1人年額 1,867,129円 → 1,866,930円

(24) 学習指導費 (児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親)			
1人あたり月額	7,920円	→	8,090円
(25) 嘱託医手当 (児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院)			
嘱託医1人年額	325,680円	→	同 額
(児童自立支援施設)			
嘱託医1人年額	651,360円	→	同 額
(26) 協力医療機関委託費 (乳児院)			
1施設当たり年額	705,640円	→	同 額
(27) 入所児童(者)処遇特別加算			
400時間 ~ 800時間	435,000円	→	同 額
800時間 ~ 1,200時間	726,000円	→	同 額
1,200時間以上	1,016,000円	→	同 額
(28) 除雪費			
定員1人(母子生活支援施設にあつては1世帯)年額	5,680円	→	5,840円
(29) 降灰除去費			
1施設当たり年額	139,960円	→	144,180円

※ () 書きは公立施設の場合。

2. 事業費関係

(1) 一般生活費

① 児童養護施設

・乳児分1人月額	54,730円	→	56,180円
・乳児以外分1人月額	47,430円	→	48,690円

② 児童自立支援施設

・入所児分1人月額	47,430円	→	48,690円
・通所児分1人月額	14,600円	→	14,980円

③ 情緒障害児短期治療施設

・入所児分1人月額	47,860円	→	49,120円
・通所児分1人月額	14,600円	→	14,980円

④里親			
・乳児分1人月額	54,980円	→	56,440円
・乳児以外分1人月額	47,680円	→	48,950円
⑤乳児院			
・3歳未満児分1人月額	54,730円	→	56,180円
・3歳以上児分1人月額	47,430円	→	48,690円
⑥ファミリーホーム			
・乳児分1人月額	54,730円	→	56,180円
・乳児以外分1人月額	47,430円	→	48,690円
⑦自立援助ホーム1人月額	10,340円	→	10,610円
⑧母子生活支援施設			
・入所者1人月額	3,550円	→	3,640円
・保育室保育入所児童			
3歳未満児1人月額	8,890円	→	9,130円
3歳以上児1人月額	5,500円	→	5,770円
⑨乳児院病虚弱等児童加算費			
児童1人月額	95,000円	→	95,820円
⑩児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む)			
・乳児1人日額	1,800円	→	1,850円
・乳児以外分1人日額	1,560円	→	1,600円
⑪里親の一時的な休息のための援助経費			
1日当たり	5,500円	→	5,600円
[児童の飲食物費など]			

(2) 被虐待児受入加算費

①児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム			
児童1人月額	26,100円	→	同 額
②一時保護委託			
児童1人日額	850円	→	同 額

(3) 分娩介助料 1件当たり 193,090円 → 200,090円

(4) 教育費

・小学校 児童1人月額	2,110円	→	2,170円
・中学校 児童1人月額	4,180円	→	4,300円
・特別支援学校高等部 児童1人月額	4,180円	→	4,300円
・入学時特別加算費 児童1人年額	59,010円	→	60,970円

(5) 見学旅行費

・小学校第6学年児童1人年額	20,600円	→	21,190円
・中学校第3学年児童1人年額	55,900円	→	57,290円

- ・高等学校第3学年（特別支援学校高等部を含む。）

児童1人年額 108,200円 → 111,290円

(6) 入進学支度金

- ・小学校 児童1人年額 39,500円 → 40,600円
- ・中学校 児童1人年額 46,100円 → 47,400円

(7) 特別育成費

- ・国公立分 児童1人月額 22,270円 → 22,910円
- ・私立分 児童1人月額 32,970円 → 33,910円
- ・入学時特別加算費 児童1人年額 59,010円 → 60,970円
- ・資格取得等特別加算費 児童1人年額 55,000円 → 56,570円

(8) 期末一時扶助費 児童1人年額 5,070円 → 5,210円

(9) 児童用採暖費

区分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
児童養護施設等	7,000円	5,360円	3,470円	2,580円	1,290円
乳児院	7,410円	5,810円	3,690円	2,690円	1,290円
母子生活支援施設等	1,170円	980円	610円	390円	190円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

(10) 就職支度費 1件当たり 79,000円 → 81,260円
 特別基準 1件当たり 189,510円 → 194,930円

(11) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり 79,000円 → 81,260円
 特別基準 1件当たり 189,510円 → 194,930円

(12) 葬祭費 1件当たり 153,900円 → 158,350円

(13) 里親手当 児童1人目月額 72,000円 → 同 額

(14) 専門里親手当 児童1人目月額 123,000円 → 同 額

(15) 一時保護委託費 一時保護委託児童1人当たり日額

2, 360円 → 同 額

(16) 児童養護施設分園型自活訓練事業

1施設当たり年額 4, 695, 000円 → 4, 742, 000円

(17) 家族療法事業費

(情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設)

実施延家族数が年間125家族以上

1施設当たり年額 1, 999, 000円 → 2, 010, 000円

実施延家族数が年間125家族未満

1施設当たり年額 999, 000円 → 1, 005, 000円

3. その他

(1) 「児童福祉施設設備及び運営に関する基準」において、平成25年4月1日より職員配置基準の引上げが行われたところであるが、公設民営の施設で指定管理者制度を導入し、複数年契約としている場合においても、措置費の基本的な人員配置の引上げに伴う職員の確保と、必要な加算職員の配置に対応した契約の見直しについて、引き続き配慮をお願いしたい。

(2) 消費税率引上げに伴い課税対象経費について改定を行うとともに、一般生活費等については近年の物価動向も踏まえた改定を行った。

事務費の保護単価に含まれている管理費

定員	①児童養護施設	③児童自立支援施設	④乳児院			
			定員	2歳未満児	2歳児	3歳以上児
人	円	円	人	円	円	円
30まで	23,931	24,451	10まで	62,884	57,812	52,401
31～35	21,658	22,218	11～15	48,041	43,800	35,296
35～40	19,383	19,983	16～20	41,817	36,965	28,993
41～45	18,109	18,812	21～25	36,048	33,092	25,438
46～50	16,043	17,487	26～30	34,545	30,771	23,330
51～55	15,189	16,596	31～35	33,203	29,539	22,045
56～60	14,332	15,702	35～40	31,860	28,308	20,761
61～65	13,700	15,036	41～45	31,024	27,270	19,670
66～70	13,066	14,369	46～50	30,186	26,231	18,578
71～75	12,592	13,927	51～55	29,655	25,800	18,115
76～80	12,116	13,483	56～60	29,123	25,369	17,652
81～85	11,920	13,325	61～65	28,721	24,993	17,244
86～90	11,723	13,167	66～70	28,319	24,617	16,836
91～95	11,439	13,023	71～75	28,038	24,276	16,464
96～100	11,151	12,875	76～80	27,755	23,934	16,090
101～105	10,984	12,637	81～85	27,519	23,616	15,740
106～110	10,747	12,397	86～90	27,281	23,297	15,389
111～115	10,567	12,197	91以上	26,981	22,995	15,055
116～120	10,386	11,996				
121～125	10,233	11,924				
126～130	10,078	11,851				
131～135	10,038	11,710				
136～140	9,997	11,567				
141～145	9,878	11,518				
146～150	9,757	11,467				
151以上	9,645	11,344				

⑤10人未満を入所させる乳児院	円 59,361
-----------------	-------------

定 員	②地域小規模児童養護施設
1施設あたり	円 42,428

定 員	⑥母子生活支援施設		
	一般分	保育士加算	指導員兼事務員加算
世帯	円	円	円
10 まで	41,233	2,120	
11 ～ 20	25,949	1,590	[1,590]
21 ～ 30	18,978	1,060	1,060
31 ～ 40	14,588	954	795
41 ～ 50	13,296	848	716
51 以上	12,004	742	636
母子生活支援施設		円	
10 世帯母子支援		3,180	
20 世帯母子支援		1,590	

[]書は20世帯分の単価

定 員	⑦情緒障害児 短期治療施 設
人	円
30 まで	23,853
31 ～ 35	22,092
35 ～ 40	20,330
41 ～ 45	19,422
46 以上	18,513

⑧ファミリーホーム	円 2,770
-----------	------------

定 員	⑨自立援助 ホーム
人	円
6 まで	10,884
7 ～ 9	10,551
10 ～ 12	10,385
13 ～ 15	10,285
16 ～ 18	10,219
19 以上	9,797

⑩年少児加算分			
乳児	1 歳児	2 歳児	年少児
円	円	円	円
14,454	14,454	10,600	2,271

⑪小規模グループケア加算分			
定 員	児童養護施 設・児童自 立支援施設	乳児院	情緒障害児 短期治療 施設
10 まで	—	14,560	—
11 ～ 15	—	9,430	9,700
16 ～ 20	—	7,070	7,280
21 ～ 25	—	5,820	—
26 ～ 30	4,850(※1)	4,850	4,850(※1)
31 ～ 35	4,160	4,160	4,160
35 ～ 40	3,640	3,640	3,640
41 ～ 45	3,230	3,230	3,230
46 ～ 50	2,910	2,910	2,910(※3)
51 ～ 55	2,640	2,640	—
56 ～ 60	2,420	2,420	—
61 ～ 65	2,240	2,240	—
66 ～ 70	2,080	2,080	—
71 ～ 75	1,940	1,940	—
76 ～ 80	1,820	1,820	—
81 ～ 85	1,710	1,710	—
86 ～ 90	1,610	1,610	—
91 ～ 95	1,530	1,530(※2)	—
96 ～ 100	1,450	—	—
101 ～ 105	1,380	—	—
106 ～ 110	1,320	—	—
111 ～ 115	1,260	—	—
116 ～ 120	1,210	—	—
121 ～ 125	1,160	—	—
126 ～ 130	1,120	—	—
131 ～ 135	1,070	—	—
136 ～ 140	1,040	—	—
141 ～ 145	1,000	—	—
146 ～ 150	970	—	—
151 以上	930	—	—

(※1)は 30 人までの単価

(※2)は 91 人以上の単価

(※3)は 46 人以上の単価

⑫里親支援専門相談員加算分		
定員	児童養護施設	乳児院
人	円	円
10 まで	—	3,970
11 ～ 15	—	2,647
16 ～ 20	—	1,985
21 ～ 25	—	1,588
26 ～ 30	1,323(※1)	1,323
31 ～ 35	1,134	1,134
35 ～ 40	993	993
41 ～ 45	882	882
46 ～ 50	794	794
51 ～ 55	722	722
56 ～ 60	662	662
61 ～ 65	611	611
66 ～ 70	567	567
71 ～ 75	529	529
76 ～ 80	496	496
81 ～ 85	467	467
86 ～ 90	441	441
91 ～ 95	418	418(※2)
96 ～100	397	—
101 ～105	378	—
106 ～110	361	—
111 ～115	345	—
116 ～120	331	—
121 ～125	318	—
126 ～130	305	—
131 ～135	294	—
136 ～140	284	—
141 ～145	274	—
146 ～150	265	—
151 以上	256	—

(※1)は 30 人までの単価

(※2)は 91 人以上の単価

⑬個別対応職員加算分	
10 人未満を入所させる乳児院	円
	3,533

⑬個別対応職員加算分	
定員	母子生活支援施設
世帯	
10 まで	2,120
11 ～ 20	1,590
21 ～ 30	1,060
31 ～ 40	795
41 ～ 50	636
51 以上	578

定員	⑭職業指導員 加算分	⑮ボイラー技士 雇上費加算分	⑯児童養護施設等特別指導費加算分	⑰乳児院（定員 40人以上）の 家庭支援専門 相談員加算分	⑱児童養護施設等指導員特別加算分
人	円	円	円	円	円
30まで	1,060	17	22	—	22
31～35	909	15	19	—	19
35～40	795	13	17	[17]	—
41～45	707	11	15	15	—
46～50	636	10	13	13	—
51～55	578	9	12	12	—
56～60	530	9	11	11	—
61～65	489	8	10	10	—
66～70	454	7	10	10	—
71～75	424	7	9	9	—
76～80	397	6	8	8	—
81～85	374	6	8	8	—
86～90	353	6	7	7	—
91～95	335	5	7	7(※)	—
96～100	318	5	7	—	—
101～105	303	5	6	—	—
106～110	289	5	6	—	—
111～115	277	4	6	—	—
116～120	265	4	6	—	—
121～125	254	4	5	—	—
126～130	245	4	5	—	—
131～135	236	4	5	—	—
136～140	227	4	5	—	—
141～145	219	4	5	—	—
146～150	212	3	4	—	—
151以上	205	3	4	—	—

[]書は40人分の単価

(※)は91人以上の単価

	⑲母子生活支援施設 特別生活指導費加算分	⑳母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分
世帯	円	円
10まで	67	—
11～20	34	—
21～30	22	—
31～40	17	[884]
41～50	13	707
51以上	12	590

[]書は40世帯分の単価

②心理療法担当職員加算分（児童養護施設、児童自立支援施設）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
30 まで	1,060	1,179	1,179
31 ～ 35	909	1,011	1,011
35 ～ 40	795	884	884
41 ～ 45	707	786	786
46 ～ 50	636	707	707
51 ～ 55	578	643	643
56 ～ 60	530	590	590
61 ～ 65	489	544	544
66 ～ 70	454	505	505
71 ～ 75	424	472	472
76 ～ 80	397	442	442
81 ～ 85	374	416	416
86 ～ 90	353	393	393
91 ～ 95	335	372	372
96 ～100	318	354	354
101 ～105	303	337	337
106 ～110	289	322	322
111 ～115	277	308	308
116 ～120	265	295	295
121 ～125	254	283	283
126 ～130	245	272	272
131 ～135	236	262	262
136 ～140	227	253	253
141 ～145	219	244	244
146 ～150	212	236	236
151 以上	205	228	228

㊸心理療法担当職員加算分（乳児院）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
10まで	3,180	3,537	3,537
11～15	2,120	2,358	2,358
16～20	1,590	1,769	1,769
21～25	1,272	1,415	1,415
26～30	1,060	1,179	1,179
31～35	909	1,011	1,011
35～40	795	884	884
41～45	707	786	786
46～50	636	707	707
51～55	578	643	643
56～60	530	590	590
61～65	489	544	544
66～70	454	505	505
71～75	424	472	472
76～80	397	442	442
81～85	374	416	416
86～90	353	393	393
91以上	335	372	372

㊸心理療法担当職員加算分（母子生活支援施設）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
世帯	円	円	円
10まで	2,120	3,537	3,537
11～20	1,590	1,769	1,769
21～30	1,060	1,179	1,179
31～40	795	884	884
41～50	636	707	707
51以上	530	590	590

定 員	②看護師加算分 (児童養護施設)
人	円
30 まで	203
31 ～ 35	174
35 ～ 40	152
41 ～ 45	135
46 ～ 50	122
51 ～ 55	111
56 ～ 60	101
61 ～ 65	94
66 ～ 70	87
71 ～ 75	81
76 ～ 80	76
81 ～ 85	72
86 ～ 90	68
91 ～ 95	64
96 ～100	61
101 ～105	58
106 ～110	55
111 ～115	53
116 ～120	51
121 ～125	49
126 ～130	47
131 ～135	45
136 ～140	43
141 ～145	42
146 ～150	41
151 以上	39

③児童自立支援施設 通所部分	円 4,522
-------------------	------------

④情緒障害児短期治療 施設通所部分	円 6,750
----------------------	------------

別紙2

平成26年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

(単位：円)

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	情緒障害児短期治療施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム
所長	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200	福(4-1) 271,400	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200		
主任児童指導員	福(2-17) 230,112					福(2-17) 230,112	福(2-17) 230,112
児童指導員	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		福(2-17) 230,112		福(2-5) 209,916
職業指導員	福(1-25) 187,884	福(1-25) 187,884					
心理療法担当職員					福(2-5) 209,916		
児童自立支援専門員		福(2-17) 230,112 福(2-5) 209,916					
主任母子指導員				福(2-17) 230,112			
母子支援員				福(2-13) 223,584			
児童生活支援員		福(1-37) 206,754					
主任保育士	福(1-33) 201,348				福(1-41) 212,262		
保育士	福(1-29) 195,228		福(1-29) 195,228	福(1-25) 187,884	福(1-37) 206,754		
事務員	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000		
医師					医Ⅰ(2-5) 335,600		
家庭支援専門相談員	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		
個別対応職員	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		
看護師長			医Ⅲ(3-9) 242,200				
看護師	医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		
栄養士	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500		医Ⅱ(2-5) 184,500		
調理員等	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800		

(注) 1. この表は、予算積算上の給与格付を例示したものである。

2. 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3. 「所長」欄の母子生活支援施設にあっては上段は21世帯以上、下段は20世帯以下であり、その他にあっては上段は51人以上、下段は50人以下の施設である。

4. 児童養護施設の主任児童指導員は、所長が4級以上の施設である。

5. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

6. 直接処遇職員（医師、看護師を除く）にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

別紙 3

平成 26 年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

施設別	職 種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
児童養護施設	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. その他の児童指導員	1	9,200
	3. 保育士	1	7,800
	4. 職業指導員	1	7,800
児童自立支援施設	1. 児童と起居をともにする児童自立支援専門員	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする児童生活支援員 (夫婦制の児童生活支援員を除く)	4	7,800
	3. その他の児童自立支援専門員	3	9,200
	4. 夫婦制の児童生活支援員	2	7,800
	5. 職業指導員	3	7,800
乳児院	1. 児童指導員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
母子生活支援施設	1. 母子支援員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
	3. 少年指導員	1	9,200
情緒障害児短期治療施設	1. 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	3. その他の児童指導員	3	9,200
	4. その他の保育士	3	7,800
	5. 看護師	2	9,400
	6. セラピスト	1	9,200
	7. 医師	2	13,100
ファミリーホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
自立援助ホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. 児童指導員	1	9,200

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に、調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。